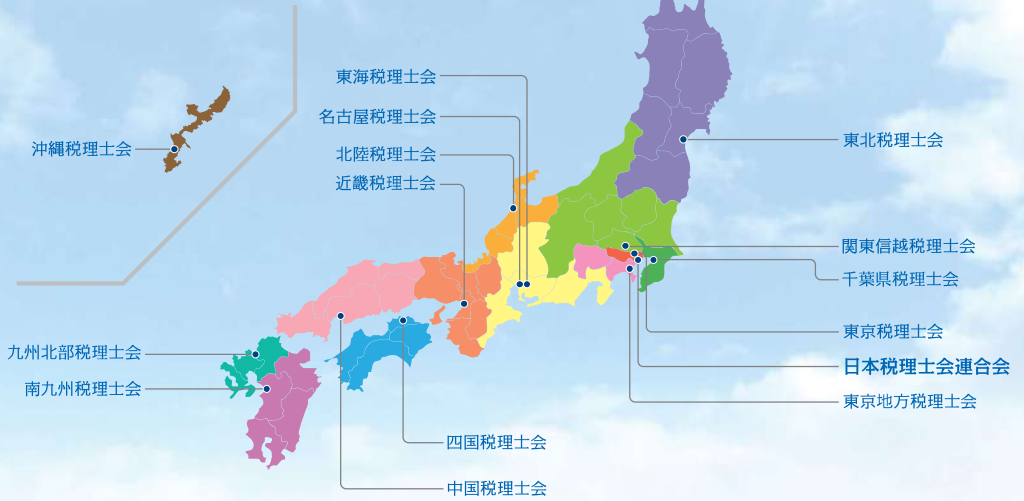


# 日本税理士会連合会の概要

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務付けられている団体である。

日本税理士会連合会は、全国15の税理士会で構成されている。税理士は税理士会に所属することが法定されており、会員数は、約78,000人である。



## 税理士会連絡先一覧

北海道税理士会	〒064-8639	北海道札幌市中央区北3条西20-2-28	北海道税理士会館3階	TEL. 011-621-7101	<a href="http://www.do-zeirishikai.or.jp">http://www.do-zeirishikai.or.jp</a>
東北税理士会	〒984-0051	宮城県仙台市若林区新寺1-7-41		TEL. 022-293-0503	<a href="http://www.tohokuzeirishikai.or.jp">http://www.tohokuzeirishikai.or.jp</a>
関東信越税理士会	〒330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13	OLSビル14階	TEL. 048-643-1661	<a href="http://www.kzei.or.jp">http://www.kzei.or.jp</a>
千葉県税理士会	〒260-0024	千葉県千葉市中央区中央港1-16-12	税理士会館3階	TEL. 043-243-1201	<a href="http://www.chibazei.or.jp">http://www.chibazei.or.jp</a>
東京税理士会	〒151-8568	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6	東京税理士会館	TEL. 03-3356-4461	<a href="http://www.tokyozeirishikai.or.jp">http://www.tokyozeirishikai.or.jp</a>
東京地方税理士会	〒220-0022	神奈川県横浜市西区花咲町4-106	税理士会館7階	TEL. 045-243-0511	<a href="http://www.tochizei.or.jp">http://www.tochizei.or.jp</a>
北陸税理士会	〒920-0022	石川県金沢市北安江3-4-6		TEL. 076-223-1841	<a href="http://www.hokurikuzei.or.jp">http://www.hokurikuzei.or.jp</a>
東海税理士会	〒450-0003	愛知県名古屋市市中区名駅南2-14-19	住友生命名古屋ビル22階	TEL. 052-581-7508	<a href="http://www.tokaizei.or.jp">http://www.tokaizei.or.jp</a>
名古屋税理士会	〒464-0841	愛知県名古屋市中区栄1-11-14	税理士会ビル4階	TEL. 052-752-7711	<a href="http://www.meizei.or.jp">http://www.meizei.or.jp</a>
近畿税理士会	〒540-0012	大阪府大阪市中央区谷町1-5-4		TEL. 06-6941-6886	<a href="http://www.kinzei.or.jp">http://www.kinzei.or.jp</a>
中国税理士会	〒730-0036	広島県広島市中区袋町4-15		TEL. 082-246-0088	<a href="http://www.chuizei.or.jp">http://www.chuizei.or.jp</a>
四国税理士会	〒760-0017	香川県高松市番町2-7-12		TEL. 087-823-2515	<a href="http://www.shikokuzei.or.jp">http://www.shikokuzei.or.jp</a>
九州北部税理士会	〒812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南1-13-21	九州北部税理士会館3階	TEL. 092-473-8761	<a href="http://www.kyuhokuzei.or.jp">http://www.kyuhokuzei.or.jp</a>
南九州税理士会	〒862-0971	熊本県熊本市中央区大江5-17-5		TEL. 096-372-1151	<a href="http://www.mkzei.or.jp">http://www.mkzei.or.jp</a>
沖縄税理士会	〒901-0152	沖縄県那覇市小祿1831-1	沖縄産業支援センター7階	TEL. 098-859-6225	<a href="http://www.okizei.or.jp">http://www.okizei.or.jp</a>
日本税理士会連合会	〒141-0032	東京都品川区大崎1-11-8	日本税理士会館8階	TEL. 03-5435-0931	<a href="http://www.nichizeiren.or.jp">http://www.nichizeiren.or.jp</a>

# 日本税理士会連合会

令和2年度

# 税制改正に関する 建議書の概要

## ◎税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

## ◎税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

## 税制に対する基本的な視点

- 1 公平な税負担
- 2 理解と納得のできる税制
- 3 適正な事務負担
- 4 時代に適合する税制
- 5 透明な税務行政

## 建議書の構成

- ◆特に強く主張したい3項目の「本建議書における重要建議項目」
  - ◆中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
  - ◆全国15税理士会及び当会の570項目の税制改正意見から32項目に集約した「税制改正建議項目」
- ※本紙では、3つの重要建議項目のほか、32の建議項目のうち特に重要かつ早期実現が必要と考える14項目を掲載(裏面)

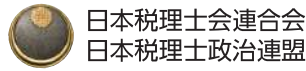
## 今後の税制改正についての 基本的な考え方(抜粋)

所得税	<ul style="list-style-type: none"><li>■基礎的な人的控除における所得控除方式の維持、その他の人的控除の整理合理化と税額控除化の検討</li><li>■所得計算上の控除から基礎的な人的控除(特に基礎控除)へのシフト</li><li>■多額な有価証券譲渡益等への税率引上げの検討</li><li>■公的年金等所得について新たな独立した所得区分の創設</li></ul>
中小法人税制	<ul style="list-style-type: none"><li>■小規模企業等税制の検討の際、いわゆる法人成り企業に対し特別な取扱いがなされないようにすること</li><li>■資本金基準と所得金額以外の他の指標(従業員数など)との組合せによる中小法人の範囲の見直し</li></ul>
法人税	<ul style="list-style-type: none"><li>■財源確保の視点に偏しない適正な課税ベースの構築</li><li>■内部留保への課税ではなく政策税制の充実による設備投資等促進</li><li>■租税特別措置の整理</li></ul>
消費税	<ul style="list-style-type: none"><li>■単一税率制度と請求書等保存方式の維持</li><li>■基準期間制度の廃止と課税売上高が一定額以下である事業者への申告不要制度の創設</li><li>■非課税取引の範囲の縮小</li></ul>

相続税・贈与税	<ul style="list-style-type: none"><li>■中間層以下への更なる相続税の課税強化反対</li><li>■世代間における資産移転促進に資する贈与税の負担軽減の検討</li><li>■小規模宅地等の特例の適正化</li></ul>
地方税	<ul style="list-style-type: none"><li>■税源の偏在性が少ない地方税制の構築</li><li>■償却資産課税の廃止又は抜本的制度改革</li><li>■中小法人への外形標準課税の不適用</li></ul>
納税環境整備・その他	<ul style="list-style-type: none"><li>■マイナンバーを活用した税務申告の推進</li><li>■納税者憲章の制定、税務調査の事前通知事項の一部書面化・電子化</li><li>■申告書等閲覧サービスにおけるコピーの交付等の手続緩和</li><li>■成年後見制度に係る税制等の見直し(障害者控除の適用範囲拡大)</li><li>■カーボンプライシングの導入に向けた検討</li></ul>
国際税制	<ul style="list-style-type: none"><li>■一般的租税回避否認規定(GAAR)の導入反対</li><li>■義務的開示制度導入の慎重な検討と事務負担への配慮</li></ul>
災害対応税制	<ul style="list-style-type: none"><li>■災害損失が十分救済される税制の創設</li><li>■地方公共団体における災害税制の専任担当者の育成</li></ul>

令和  
2年度

# 税制改正に関する 重要建議・要望項目



日本税理士会連合会  
日本税理士政治連盟

## 最重要建議・要望項目

### 消費税における単一税率及び 請求書等保存方式を維持すること。

#### ① 単一税率の維持(軽減税率制度の廃止)

消費税の軽減税率制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること等の理由から、早期の見直しを図り単一税率制度にすべきである。低所得者への逆進性対策としては、一定額の簡素な給付措置などを検討すべきである。

#### ② 請求書等保存方式の維持(適格請求書等 保存方式の見直し)

令和5年10月に導入予定の区分経理のための適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)は、事業者及び税務官公署の事務に多大な影響を与えることから、行政コスト削減の方向性に逆行することのないように配慮又は見直しを必要がある。

事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式(インボイス方式を含む。)及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について抜本的に再検討すべきである。

### 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、 所得計算上の控除から 基礎控除へのシフトを進めること。

#### ① 基礎的な人的控除のあり方の見直し

基礎的な人的控除(基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。

また、最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないとする最低生活費非課税

の観点から、基礎的な人的控除についてはその額を引き上げ、所得控除方式を維持すべきである。

#### ② 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト

給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、こうした所得計算上の控除が適用されない事業所得者等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人的控除を引き上げるべきである。その際、特に、平成30年度税制改正において所得計算上の控除から基礎控除へのシフトが行われたこと及び基礎的な人的控除の中には適用関係が人的事情や所得の多寡に左右されるものがあること等を踏まえ、すべての者に適用されるべき基礎控除に負担調整の比重を移すことが望ましい。

### 「災害損失控除」を創設するとともに、 相続時精算課税制度における受贈財産が災害等により 損失を受けた場合の救済措置を設けること。

#### ① 「災害損失控除」の創設

所得税の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合の担税力の減殺を勘案して設けられているが、激甚災害等の場合、①通常、損失は盗難・横領のときより多額になること、②被災地域の経済基盤が回復するまで相当の期間を要すること、③納税者の理解と納得が得られると考えられること等の観点から、災害による損失を雑損控除から独立させて災害損失控除を創設すべきである。

その際、災害損失は生活基盤に生じた偶発的な損失であり、収入を得るための必要経費的なものではないことから、総所得金額等から他の所得控除より先に控除する現行の取扱いを見直し、まず災害の有無にかかわらず適用される所得控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとす

べきである。

控除しきれない場合の繰越控除期間は、法人税における災害損失欠損金の繰越控除期間も踏まえ、災害損失控除が切り捨てられ復旧に支障をきたさないよう10年以上とし、更に前年分への遡及適用により税額還付を認めるべきである。

また、移転費用等の災害関連支出も災害損失控除の対象とすべきである。

#### ② 相続時精算課税における受贈財産が災害 等により損失を受けた場合の救済措置

相続時精算課税制度により受贈した財産について、現行では贈与時の評価により相続税が課税され、災害等による減失や財産価値の著しい低下があったときでも、担税力に応じた適正価額により課税されない。被災資産のうち相続時精算課税の適用を受けたものについて、相続税の計算上、贈与時の価額が相続時の価額のいずれかを選択できるようにすべきである。

## 個別要望項目

### 所得税

- ① 医療費控除と寡婦(寡夫)控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。(建議・要望項目1)
- ② 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。(建議・要望項目2)
- ③ 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。(建議・要望項目3)

### 中小法人税制

- ④ 繰越欠損金の100%控除制度を維持すること。(建議・要望項目4)

### 法人税

- ⑤ 確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。(建議・要望項目9)
- ⑥ 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。(建議・要望項目10)

### 消費税

- ⑦ 基準期間制度を廃止し、新たに小規模事業者に対する申告不要制度等を創設すること。(建議・要望項目13)
- ⑧ 非課税取引の範囲から、社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を除外し、課税取引として課税標準の計算や仕入税額控除の計算を行うこと。(建議・要望項目14)
- ⑨ 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目15)

### 相続税・贈与税

- ⑩ 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。(建議・要望項目17)
- ⑪ 相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すること。(建議・要望項目19)

### 地方税

- ⑫ 償却資産に係る固定資産税制度について、廃止を検討するなど、そのあり方を見直すこと。(建議・要望項目21)
- ⑬ 上場株式等の配当所得等に関し、個人住民税において所得税と異なる課税方式を選択する場合の申告手続を簡素化すること。(建議・要望項目22)

### 納税環境整備

#### ・その他

- ⑭ 税務手続においては電子申告等の活用を基本とし、そのための課題を具体的に分析・検討し、制度及びシステムの両面での積極的な環境整備を行うこと。(建議・要望項目26)
- (1) マイナポータルとe-Taxの連携
- (2) 支払調書制度の見直し
- (3) 電子帳簿等保存制度の普及
- (4) 各税法における電子申告の位置付けの見直し
- (5) システム面の対応
- (6) 納税のキャッシュレス化への対応